

吳市教育委員會議題
(令和元年12月20日定例会)

吳市教育委員會

令和元年12月20日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第54号 学校施設の建設計画について
- 4 教議第55号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第28号 住民訴訟の結果について
- 6 報告第29号 平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について
- 7 報告第30号 呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について
- 8 報告第31号 令和元年度教育費補正予算について **【非公開】**
- 9 教議第56号 臨時代理の承認について（令和2年度教育費予算） **【非公開】**

教議第54号

学校施設の建設計画について

学校施設の建設事業（令和2年度～令和4年度）をつぎのとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	事業費 (千円)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校 建設事業	横路小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造4階建 2,662㎡	1,427,042	仮設校舎 建設	旧校舎 解体	新校舎建設
	和庄中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造3階建 1,924㎡	999,443	仮設校舎 建設	旧校舎 解体	新校舎建設
中学校 建設事業	東畑中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造2階建 1,547㎡	43,965	外構 工事		
	安浦中学校	体育館改築 鉄筋コンクリート造平屋建 1,135㎡	598,010	新体育館 建設	旧体育館 解体	
義務教育学校 建設事業	天応小中学校	校舎・体育館新築及び校舎増築など 鉄筋コンクリート造3階建 3,000㎡	1,092,683	設計	新校舎等建設など	

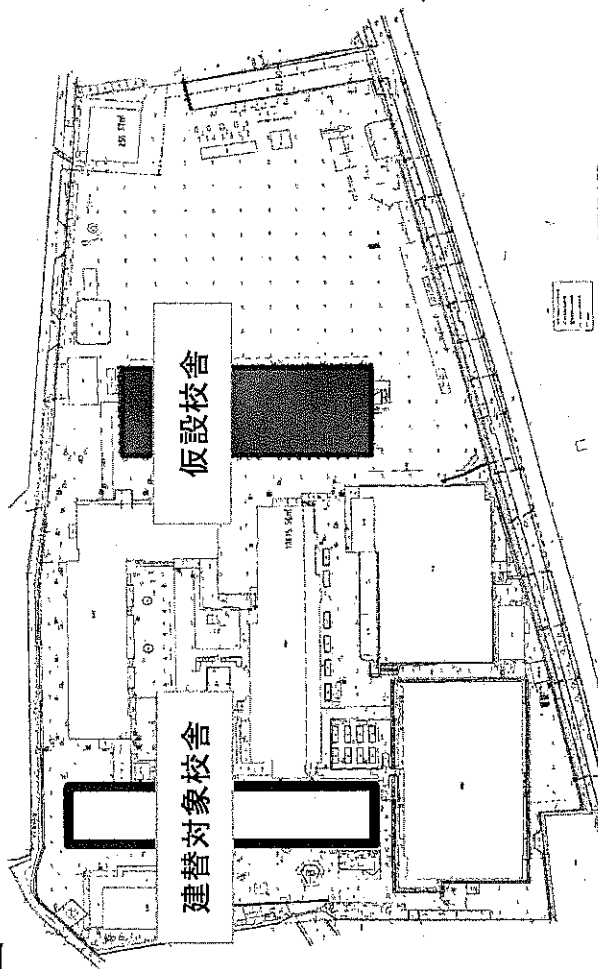
(提案理由)

学校施設建物の新增改築計画を行うもので、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第2条によりこの案を提出する。

◆横路小学校建設事業



配置図



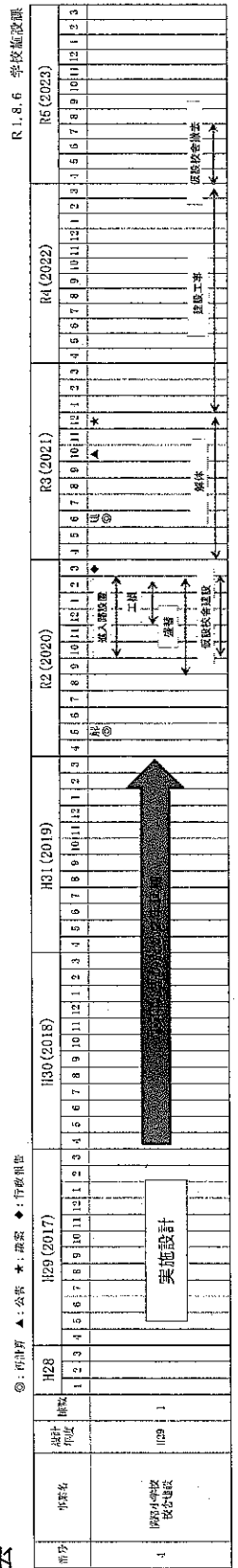
【対象校舎】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート強度
7-1		S40	767			8.1
7-2	1	S48	256	0.32	B	25.3
7-3		S52	192			37.0
7-4	—	H2	44		新耐震	—
合計	1		1,259			

- Is値
安全性の基準となる「0.6」を下まわる「0.32」
- コンクリート強度
建替の基準となる10N/cm²以下の数値は7-1棟のみ
しかし、一体利用している校舎のため、単独での解体・建替は困難
- 結論
一体的に取り壊し、整備する

【スケジュール】

- R2 校舎解体前に、既存校舎の機能を確保するための設備盛替(移設)工事
仮設校舎の建設
- R3~R4 仮設教室を利用しながら新校舎の解体(アースト有り)・建設
- R5 仮設校舎の解体撤去



◆和庄中学校建設事業

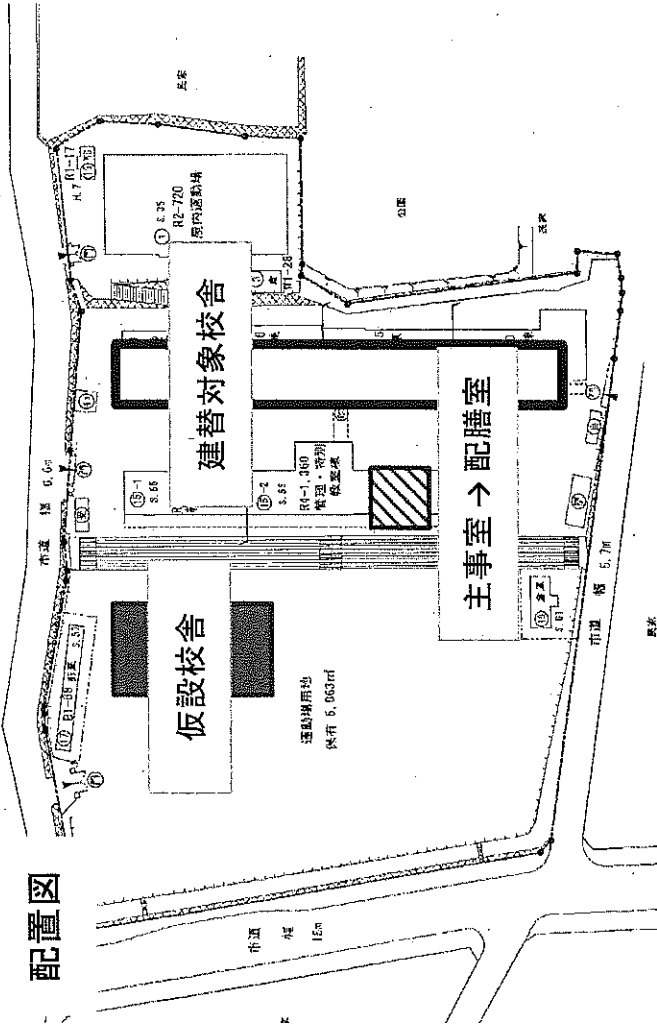


【対象校舎】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (㎡)	Is値	判定	コンクリート強度
8-1		S36	800			15.3
8-2	1	S36	745	0.25	C	11.9
8-3		S37	646			11.4
8-4	1	S38	622	0.29	C	9.4
合計	2		2,813			

【スケジュール】

- R1 「主事室」を「配膳室」に改修するための実施設計
- R2 「主事室」を「配膳室」に改修工事
仮設校舎の建設
- R3~R4 仮設教室を利用しながら新校舎の解体・建設
- R5 仮設校舎の解体撤去



配置図

- Is値
2棟とも安全性の基準となる「0.6」を下まわる「0.25」と「0.29」
- コンクリート強度
建替の基準となる10N/cm²以下の数値は8-4棟のみ
しかし、一体利用している校舎のため、単独での解体・建替は困難
2棟とも築50年以上が経過している

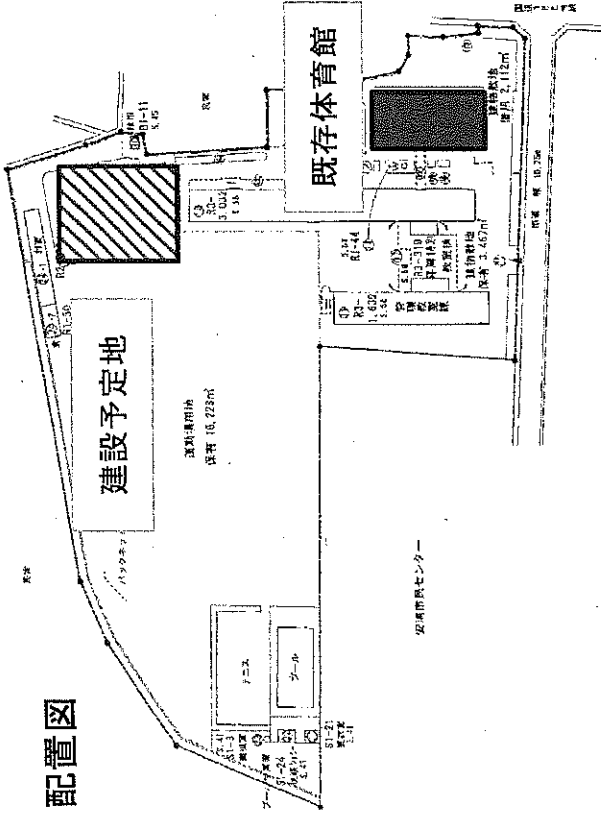
○結論

一体的に取り壊し、整備する

R.1.11.20 学校施設課

年度	H28 (2017)												H30 (2018)												H31 (2019)												R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作業名	H28												H30 (2018)												H31 (2019)												R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
設計年度	H28												H30 (2018)												H31 (2019)												R2 (2020)												R3 (2021)												R4 (2022)												R5 (2023)											
棟数	1												1												1												1												1												1												1											
内容	仮設校舎及び改修後のアスベスト調査を含む ・盛替(掃除)工事の両方を要する												改修実施設計												改修実施設計												主事室⇒配膳室に解体 工務												解体												R4(2022) 盛替工事(外構工事含む) R5(2023) 仮設校舎撤去																							

◆安浦中学校建設事業(体育館)



【対象校舎】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
7	1	S38	862	0.12	C	6.8
合計	1		862			

【スケジュール】

- R1 実施設計
- R2~R3 体育館建設工事
- R3 工損調査
- 既存体育館解体工事

© : 再計算 ▲ : 公告 ★ : 議案 ◆ : 行政報告

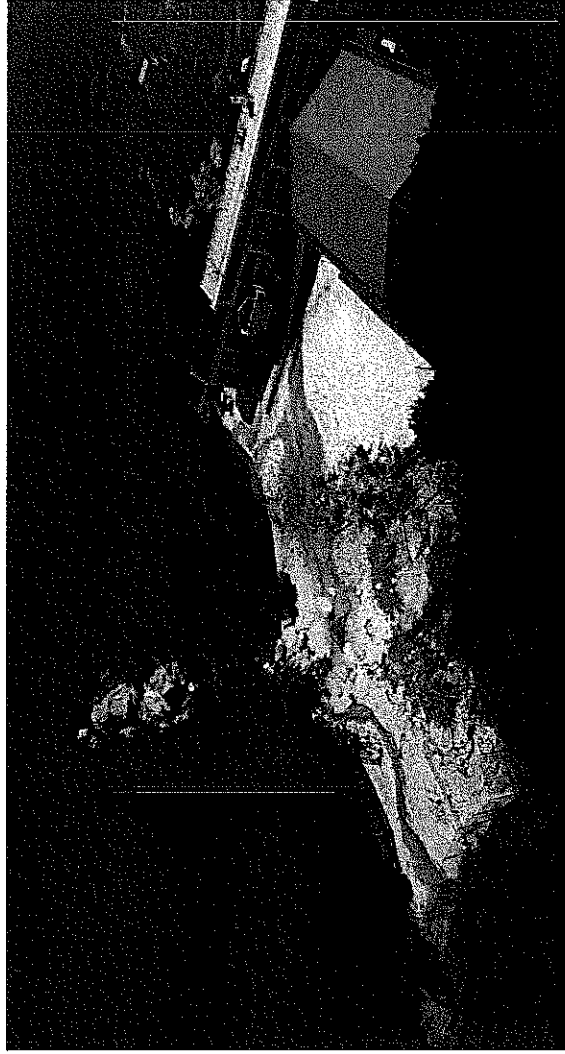
番号	事業名	設計年度	棟数	H28					H29(2017)					H30(2018)					H31(2019)					R2(2020)					R3(2021)																																		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6	安浦中学校 体育館建設	H31	1	<div style="text-align: center;"> 支障のみの発生 </div>																																																											
				<div style="text-align: center;"> 改築実施設計 </div>																																																											
				<div style="text-align: center;"> 建設工事 </div>																																																											
				<div style="text-align: center;"> 解体 </div>																																																											

◆天応義務教育学校建設事業

【天応小学校】



【天応中学校】



●天応中学校仮移転解消の方針決定

天応小学校敷地を活用して、天応小学校と天応中学校を統合した小中一貫教育校(義務教育学校)とすることを決定し、令和元年9月の豪雨災害復旧・復興対策特別委員会において報告

1 ワークショップによる提言

天応地区の住民で構成する「天応地区ワークショップ」による復興に向けた提言」における「天応中学校の移転の在り方に関する検討」で、天応中学校は、現在仮移転している天応小学校と天応中学校を統合し、小中一貫教育校として早期に整備すべきと提言がありました。

2 小中PTAアンケートの結果

天応小学校と天応中学校のPTAが、両校の児童・生徒の保護者を対象に行ったアンケート調査の結果で、元の天応中学校での再開に不安の声が多数あることや、天応小学校での再開を希望する声が多くありました。

【スケジュール】

R2 設計業務
R3～R4 建設工事等
R5 義務教育学校開校

事業内容	実施年度	
	R 2	R 3
基本・実施設計	↑	
新校舎建設及び既存校舎改修等		↑

教議第55号

呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校学則（昭和34年呉市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(授業料の免除)</p> <p>第30条 休学中の者又はやむを得ない実情により<u>学費</u>の支弁が困難と認められる者に対しては、別に定めるところにより、<u>授業料</u>の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	<p>(授業料等の免除)</p> <p>第30条 休学中の者又はやむを得ない実情により<u>授業料，入学者選抜料及び入学金</u>（以下「<u>授業料等</u>」という。）の支弁が困難と認められる者に対しては、別に定めるところにより、<u>授業料等</u>の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</p>
<p>(既納の授業料等)</p> <p>第34条 既納の<u>授業料，入学者選抜料又は入学金</u>は、これを還付しない。</p>	<p>(既納の授業料等)</p> <p>第34条 既納の<u>授業料等</u>は、これを還付しない。</p>
<p>(帳票の様式)</p> <p>第35条 この規則の施行に関し必要な<u>帳票の様式</u>は、<u>教育長</u>が別に定める。</p>	
<p>(実施細則)</p> <p>第36条 この規則の実施に関して必要な細則は、<u>校長</u>が別に定めるものとする。</p>	<p>(実施細則)</p> <p>第35条 この規則の実施に関して必要な細則は、<u>教育長</u>が別に定めるものとする。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第30条の規定による入学金の免除については、令和2年度以後に呉市立呉高等学校に入学する者から適用する。

(提案理由)

呉市立呉高等学校に係る入学者選抜料及び入学金を免除することについて、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市立呉高等学校（以下「市立呉高校」といいます。）における入学者選抜料及び入学金の免除について、呉市立呉高等学校条例等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

2 改正の内容

(1) 入学者選抜料及び入学金の免除

入学者選抜料については、災害等のやむを得ない事情により入学者選抜料の支弁が困難になった者について、そのような事象が発生した際に、その都度入学選抜料の免除要綱を定め、全額免除ができることとします。

また、入学金については、令和2年度以後に入学する市町村民税が非課税の家庭の生徒を対象に全額免除ができることとします。

(2) 実施細則

実施細則を定める者を市立呉高校の校長から教育長に改めます。

3 施行期日等

公布の日（入学金の免除は、令和2年度以後に市立呉高校に入学する者から適用）

住民訴訟の結果について

呉市らが被控訴人らとなっている訴訟の判決言渡しが令和元年11月20日に広島高等裁判所において行われ、控訴人らの控訴は、棄却されました。

また、控訴人らが期限までに上告等をしなかったため、呉市らの勝訴の判決が確定しました。

1 事件の概要

控訴人らは、平成28年度に呉市立中学校で使用する教科書（歴史的分野及び公民的分野）に係る採択過程で作成された書類に誤記等が存在していたにもかかわらず、呉市教育委員会が何ら訂正せず、実質的な検討を行っていないなどの違法性があり、これは著しく合理性を欠き、かつ、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない^{かし}瑕疵であることから、当該採択に係る教師用教科書等の購入代金の支出は違法であり、また、選定委員の委嘱についても呉市教科用図書^の採択に関する規程の恣意的濫用があることから、当該報償費の支出は違法であるとして、被告呉市長は、採択手続時に呉市長であった小村和年に対し、金83万8,358円及び当該遅延損害金を呉市に支払うよう請求することなどを求めて、訴えを提起しました。

平成30年10月30日に広島地方裁判所において、呉市らの勝訴の判決が言い渡されましたが、控訴人らは、この判決を不服として控訴し、令和元年11月20日に広島高等裁判所において、呉市らの勝訴の判決が言い渡されました。

(1) 事件番号等

平成30年（コ）第20号 教科書採択による公金支出返還請求控訴事件

(2) 管轄裁判所

広島高等裁判所第3部

(3) 控訴年月日

平成30年11月13日

(4) 控訴人ら

呉市在住の個人4名及び教科書ネット・呉

2 判決主文

- (1) 本件各控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

3 判決の要旨

広島高等裁判所は、控訴人らの各請求について、原審の判決の引用等により、次のように判断しました。

- (1) 教師用教科書等の購入のためにした公金支出及び選定委員に対して行った公金支出（以下「本件公金支出」という。）の無効を確認する旨の請求については、地方自治法は、無効確認を請求する対象として、その行為が行政処分であることを要求しているが、本件公金支出は、予算執行の過程の行為にすぎず、行政処分には当

たらないため、不適法であるから却下を免れない。

- (2) 本件教科書採択の無効を確認する旨の請求については、本件教科書採択が直ちに契約の締結に当たるとは解されず、住民訴訟の対象となる財務会計行為には当たらないため、不適法であり却下を免れない。
- (3) 「呉市長は、小村前市長に対し、本件公金支出教師用教科書等の購入費及び選定委員に対する報償費の支出計83万8,358円及びこれに係る遅延損害金を請求せよ」との請求については、先行する原因行為である本件教科書採択及び本件委嘱が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に当たるともいえず、また、小村前市長に指揮監督上の義務違反があったともいえないため、請求に理由がなく棄却すべきである。

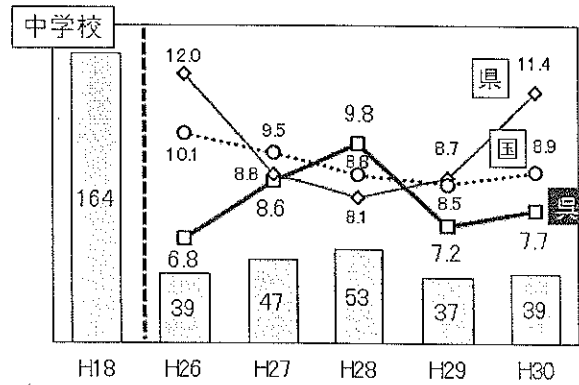
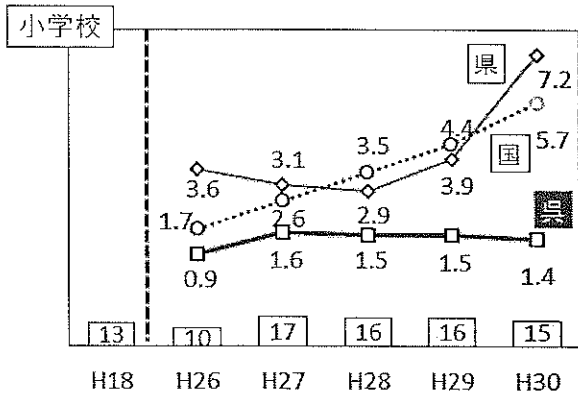
平成30年度 生徒指導上の諸課題の状況について
(国・県・呉比較)

学校安全課

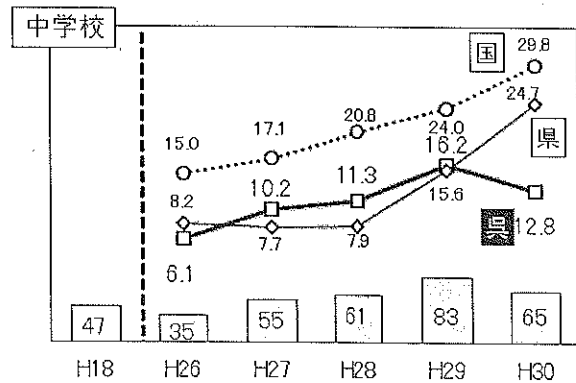
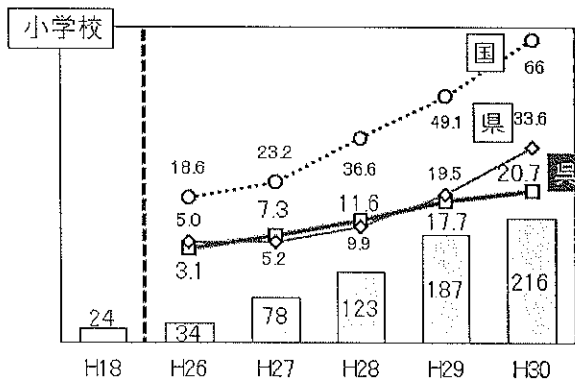
※棒グラフ：呉市の件数（人数）

※折れ線グラフ：1000人あたりの発生件数（人数）

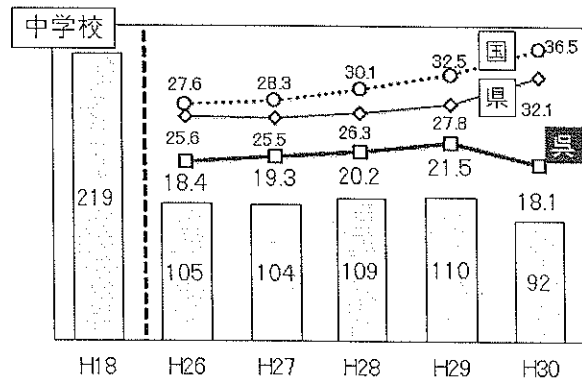
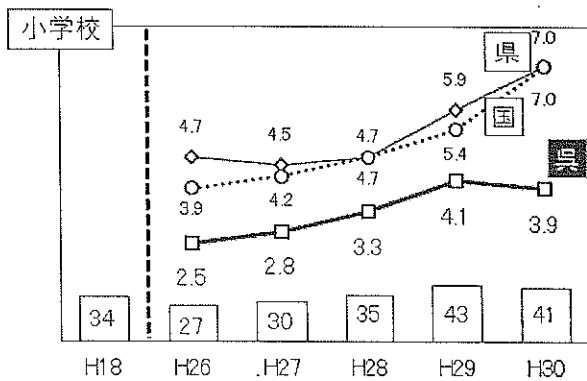
1 暴力行為発生件数



2 いじめ認知件数



3 不登校児童生徒（人）



呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について

- 1 選抜の定員・日程等
- | | | |
|---------|------|--------------------|
| 【選抜(I)】 | 定員 | 80名 |
| | 学力検査 | 令和2年2月4日(火) |
| | 内定通知 | 令和2年2月7日(金) |
| | | 中学校長経由で本人に通知 |
| | 合格発表 | 令和2年3月13日(金)13時30分 |
-
- | | | |
|----------|------|--------------------|
| 【選抜(II)】 | 定員 | 選抜Iの合格者決定後に確定 |
| | 学力検査 | 令和2年3月5日(木)・6日(金) |
| | 合格発表 | 令和2年3月13日(金)13時30分 |

2 令和2年度入学者選抜実施要項の主な変更点

(1) 様式等の変更

- ア 入学願書, 入学者選抜願及び受検票から性別欄を削除
- イ 入学願書から「出身中学校長確認印」欄を削除
- ウ 志願者学歴の「年月日」を「年月」に改訂
- エ 入学者選抜願から領収控確認印欄を削除
- オ その他, 書き間違いや問合せの多い項目の修正及び削除

(2) 外国人生徒の受検に係る改訂

「帰国生徒等の特別入学に関する選抜」では, これまで海外在住期間がある日本国籍を有する生徒のみが対象であったが, 新たに外国人生徒を含めることとした。

- ・出願資格: 外国籍を有する者で, 日本の中学校を卒業したもの又は令和2年3月に中学校卒業する見込みのもので, 入国後の在日期间が6年以内の者
- ・入学定員: 海外在住期間がある日本国籍を有する生徒を含め, 入学定員外で2人以内

(3) 特別措置に係る改訂

発達障害を理由に特別措置を希望する場合の手續を追加

- ・選抜(II)において, 特別措置を希望する生徒の手續き方法については, これまで点字検査用紙を必要とする者のみを記載していたが, 新たに発達障害を理由に特別措置を希望する者についても記載した。

(4) その他

原本の使用を義務付けていた様式について, 必要に応じてコピーして使用できることとした。



令和2年度 入学者選抜(Ⅰ)実施要項

呉市立呉高等学校
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校(以下「本校」という。)への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 募集

(1) 出願資格

令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

ア 本校総合学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。

イ 本校総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

ウ 学習成績が良好であること。

エ 次の事項のいずれかに該当すること。

(ア) 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も主体的に学習活動に取り組むことができること。

(イ) 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して活動に取り組むことができること。

(2) 定員 80人(入学定員160人の50%)

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域

広島県一円(ただし、呉市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部若しくは義務教育学校を卒業する者の選抜(Ⅰ)による入学については、選抜(Ⅰ)の定員の100分の30の範囲内)とする。

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

令和2年1月20日(月)から1月23日(木)正午まで

受付時間は最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)なお、入学願書等(出願に必要な書類)は、原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、令和2年1月22日(水)までに必着するように提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して本校校長に提出する。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

③ 入学者選抜料 2,200円

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書(中学校から本校に希望数を依頼すること。)により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

④ 志望理由書(様式第6号)

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

(イ) 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学願書に添付すること。

(ウ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。(5(4)を参照)

イ 中学校長

(ア) 中学校長は、次の①から⑨までの書類等を5(2)の期間内に本校校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領収証書」が貼ってあることを確認すること。

③ 推薦書(様式第5号)

④ 志望理由書(様式第6号)

⑤ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第7号)

⑥ 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第9号)

- ⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）
- ⑧ 志願者名簿（様式第13号）2部
- ⑨ 文化・スポーツ活動実績証明書（本校が定める様式）

4(1)エ(イ)に該当する志願者について提出すること。

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 受検票の交付等

本校校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受領し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は中学校長に郵便により送付する。

(4) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者
- ② その他①に準ずる者

(ア) 提出書類 「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第1（P95）による。

(イ) 提出期間 令和元年12月13日（金）から令和2年1月8日（水）正午まで
（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和2年1月7日（火）までに必着するよう提出すること。

(ウ) 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL(0823)25-3457

(エ) 結果の通知 中学校長に通知する。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（令和2年1月20日（月）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。

6 選 抜

(1) 方 針

選抜は、「令和2年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 小論文及び面接

ア 志願者全員に対して、小論文及び面接を実施する。

イ 実施期日 令和2年2月4日（火）

集	合	8:40
諸	注	意
		8:45 ~ 8:55
小	論	文
		9:10 ~ 10:10
面	接	
		10:25 ~

検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

ウ 実施場所 呉市立呉高等学校

エ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計のほかは携行できない。また、これらについても検査等の解答上有利と考えられるものは検査場内への持ち込み及び使用ができない。

万一、小論文及び面接の検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

7 合格者の決定

(1) 本校校長は、校長を委員長とする入学選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(2) 本校校長は、推薦書、志望理由書、調査書、文化・スポーツ活動実績証明書、小論文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

8 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 本校校長は、選抜の結果について、令和2年2月7日（金）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（Ⅱ）の合格者とともに、令和2年3月13日（金）13時30分に本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。ホームページへの掲載は、令和2年3月13日（金）13時30分から3月16日（月）正午までとする。（合格発表日には、受検票を持参すること。）

(2) 入学許可内定者は、入学確約書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、令和2年2月12日（水）正午までに、本校校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(3) 入学確約書を提出した者は、他の高等学校に出願してはならない。他の高等学校に出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

9 その他

(1) 選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅱ）、帰国生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

(2) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「令和2年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。

(3) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。



令和2年度 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

呉市立呉高等学校
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校(以下「本校」という。)への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「令和2年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「令和2年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや達成感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和2年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和2年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和2年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 定員

入学定員(160人)から選抜(1)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域 広島県一円

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

ア 入学願書 令和2年2月14日(金)から2月19日(水)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、令和2年2月18日(火)までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 令和2年2月20日(木)から2月25日(火)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、令和2年2月21日(金)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

ウ 調査書等 令和2年2月20日(木)から2月26日(水)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和2年2月25日(火)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

受付時間は、いずれの場合も最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

なお、やむを得ず入学願書等を郵送する場合には、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(7) 志願者は、次の①及び②の書類に必要な事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を5(2)アの期間内に、②及び③の書類等を5(2)イの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

③ 入学者選抜料 2,200円

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書(中学校から本校に希望数を依頼すること。)により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

(4) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を令和元年12月2日(月)までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

b 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和2年1月8日(水)までに呉市教育委員会に提出し許可を得る。

c a及びb以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付する。

(9) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、5(2)イの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

(エ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。(5(5)を参照)

イ 出身中学校長

(7) 出身中学校長は、次の①及び②の書類を5(2)アの期間内に、③の書類等を5(2)イの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。
なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

- ① 入学願書(様式第1号)
- ② 志願者名簿(様式第13号)2部
- ③ 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領収証書」が貼ってあることを確認すること。

(4) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、5(2)ウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成31年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第8号)
- ② 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第10号)
- ③ 評定(成績評点)集計表(様式第12号)

(9) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、5(2)ウの期間内に本校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 提出書類の受理及び受検票の交付等

(7) 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。志願者名簿には受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

(4) 入学願書及び入学者選抜願を受理した本校校長は、受検票を交付する。郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(9) 本校校長は、ア(4)により提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和2年2月25日(火)までに呉市教育委員会に提出し協議する。

(4) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。

ア 本校校長は、令和2年2月19日(水)正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

イ 本校校長は、令和2年2月20日(木)16時現在の志願者数を同日16時30分に、令和2年2月21日(金)16時現在の志願者数を同日16時30分に、令和2年2月25日(火)正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

(5) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者(海外居住者を含む。)で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者
- ② 4(1)オにより出願する者
- ③ その他①に準ずる者。

(7) 提出書類 「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第1(P95)による。

(4) 提出期間 令和元年12月13日(金)から令和2年1月8日(水)正午まで(ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和2年1月7日(火)までに必着するように提出すること。

(9) 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL (0823)25-3457

(エ) 結果の通知 出身中学校長に通知する。

(オ) その他 (イ)の提出期限後に、保護者の転勤等が生じたため、呉市教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(イ)の提出期限を令和2年2月18日(火)正午までとし、入学願書等の提出期限は令和2年2月25日(火)正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に(令和2年2月14日(金)現在)単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。(ただし、「令和2年度 入学選抜(Ⅰ)実施要項」の5(4)イにより本校の選抜(Ⅰ)を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜(Ⅰ)の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校に出願する場合は、選抜(Ⅱ)の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜(Ⅰ)で「令和2年度 入学選抜(Ⅰ)実施要項」の5(4)イにより受検している旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。申し出を受けた本校校長は、選抜(Ⅰ)の出願書類によって出願資格の有無について確認する。)

ウ 県外等からの出願許可を受けて選抜(Ⅰ)を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかった者(合格者となったが、入学を辞退した者を含む。)が、選抜(Ⅱ)で本校を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。(ただし、選抜(Ⅰ)、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、令和2年2月13日(木)正午までに必要書類を呉市教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。)

(7) 選抜(Ⅰ)で本校に出願した場合

選抜(Ⅱ)の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜(Ⅰ)で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

申し出を受けた本校校長は、選抜(Ⅰ)の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

(4) 本校と異なる高等学校の選抜(Ⅰ)、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜に出願した場合 県外等からの出願許可書の写しを入願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた本校校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

(6) 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、本校に再び出願することはできない。また、入学選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。(5(5)ア(イ)により県外等から入学願書を提出する者が、令和2年2月19

日(水)正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。))

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和2年2月20日(木)から2月25日(火)正午まで

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

受付時間は最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

イ 手続

(7) 志願者

a 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(イ)により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可の写し)を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

c 「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」第1-2-(2)-オ(イ)により選抜Iと同一の高等学校に入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

d 「令和2年度 広島県公立高等学校入学選抜実施要項」第1-2-(2)-オ(イ)により入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

e 県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、本校に志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、令和2年2月20日(木)正午までに必要書類を呉市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(4) 出身中学校長

a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(イ)により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。

b 出身中学校長は、再提出された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(イ)により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を5(3)イの手続に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

(7) 本校校長

a 本校校長は、出身中学校長等から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(イ)により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を、中学校卒業後5年を超える者が出願している場合にあっては、卒業証明書を含む。)を返却する。

b 本校校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書等を5(3)ウの手続に準じて処理する。

6 選抜

(1) 方針 選抜は、「令和2年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 実施場所 呉市立呉高等学校

(3) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科50点満点とする。

ウ 傾斜配点は実施しない。

エ 実施期日、教科及び時間割等

令和2年3月5日(木)			令和2年3月6日(金)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00~9:20	集合・注意		~8:50	着席
第1時限	9:30~10:20	国語	第1時限	9:00~9:50	理科
第2時限	10:40~11:30	社会	第2時限	10:10~11:00	英語
第3時限	11:50~12:40	数学			

注意1 検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

注意2 第2日は、8時50分までに、各検査場の各自の席に着いていること。

オ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器、分度器のついた定規及び三角定規は不可)、時計(計算機能又は英和と英機能付の時計、アラーム機能付の時計は不可)のほかは携行できない。また、これらについても検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用ができない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいたことが発覚した場合にあっては、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

(4) 個人面接

中学校過年度卒業の志願者については、令和2年3月5日(木)学力検査終了後、個人面接を行う。

(5) 追検査の実施

ア 対象

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(II)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項目	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書により確認する。

イ 追検査

(7) 手続

「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」(P34)に示す必要な手続を、令和2年3月9日(月)正午までに行うこと。

(4) 選抜

- a 検査方法 小論文及び面接
- b 実施期日 令和2年3月11日(水)
- c 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検査等
	9:00～ 9:10	集合・注意
第1時限	9:20～10:20	小 論 文
第2時限	10:30～	面 接

※検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

- d 実施場所 呉市立呉高等学校
- e 受検者の携行品
追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)及び選抜(Ⅱ)における携行品(6(3)オ)

7 合格者の決定

- (1) 本校校長は、校長を委員長とする入学選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (2) 本校校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定する。
- (3) 一般学力検査を重視する方法(一般学力検査:調査書=7:3)により、入学定員の10%(16人)の合格者を決定する。決定方法の優先順位は、(2)の方法を優先するものとする。
- (4) 個人面接を実施した場合は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (5) 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (6) 追検査受検者の合格者の決定
 - ア 本校校長を委員長とする入学選抜委員会において選考を行う。
 - イ 本校校長は追検査の結果及び調査書の記載内容によって総合的に判断して合格者を決定する。
 - ウ 受検者から自己申告書(様式第18号)が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
 - エ 合格者は選抜(Ⅱ)の定員に含めて決定する。

8 合格者の発表

- (1) 発表は、令和2年3月13日(金)13時30分に、本校掲示板及び学校ホームページ(<http://www.kure-city.jp/~kure/>)への掲載により行う。なお、電話による可否の問合せには応じない。
- (2) 学校ホームページへの掲載期間は、令和2年3月13日(金)13時30分から3月16日(月)正午までとする。
- (3) 合格者には、本校において「合格通知書」及び「請書・辞退届」を本人に直接交付する。(受検票を持参すること。)
「請書・辞退届」は、令和2年3月16日(月)正午までに提出すること。ただし、選抜(Ⅰ)における合格者については「請書・辞退届」の提出は不要とする。
- (4) 合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、令和2年3月16日(月)16時まで、中学校長を經由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

9 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

- (1) 入学定員 2名以内とする。
- (2) 出願資格 出願手続及び学力検査等は、「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

10 選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

- (1) 開示内容
 - ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
 - イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
- (2) 開示請求対象者
選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)
- (3) 本人等であることの確認
「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第2(P96)に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
- (4) 開示期間
令和2年3月24日(火)から4月23日(木)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)受付時間は原則として9時から16時までとする。(ただし、12時40分から13時25分までの間を除く。)
- (5) 開示場所
本校(受付窓口は事務室)

11 選抜(Ⅲ)

- (1) 実施の有無は、令和2年3月17日(火)10時に本校掲示板に掲示する。
- (2) 実施の場合は、「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「令和2年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (3) 通学区域は、広島県一円とする。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和2年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「令和2年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (2) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

